

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給を受ける事業主の皆様

〈設置費、増築費(増築・建替え)にかかる助成金の返還について〉

下記の処分制限期間内に保育事業を廃止した場合には、助成金を返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

～ 支給要領より抜粋 ～

1.1 返還

(1) 労働局長は、助成金の支給を受けた事業主等が、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、各号に掲げる範囲に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、返還させるものとし、「両立支援助成金支給決定取消・返還通知書」により、当該事業主等に対して、支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

エ又はオに該当する場合は、各号に記載する範囲で返還させるものとし、「両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)返還通知書」により返還額を通知するものとする。なお、財産処分の承認について、国庫納付に関する条件が付されない場合はこの限りでない。

ア 不正行為により助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は一部

イ 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

ウ 支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合

支給した助成金の全部又は一部

エ 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合

支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

オ 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合

支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

事業所内託児施設を設置した場合の処分制限期間

・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	47年
・ れんが造、石造又はブロック造のもの	38年
・ 金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	34年
・ 金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	27年
・ 金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	19年
・ 木造又は合成樹脂造のもの	22年
・ 木造モルタル造のもの	20年

返還額の計算方法

助成金支給額×(処分制限期間-経過年数(※))/処分制限期間=返還額 (1円未満切捨て)

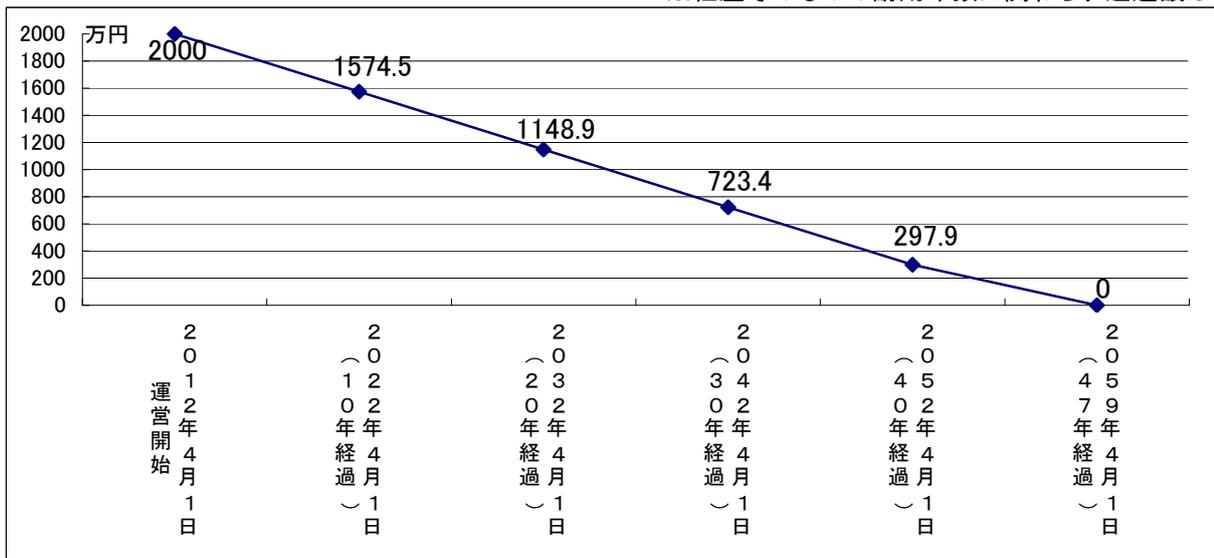
※ 経過年数：運営実施期間のこと。運営休止期間は含まない。

なお、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、返還が不要となるケースもあります。
例：災害による取り壊し、道路の拡張整備 など

■ (参考) 保育施設を廃止した場合の返還額シミュレーション ■

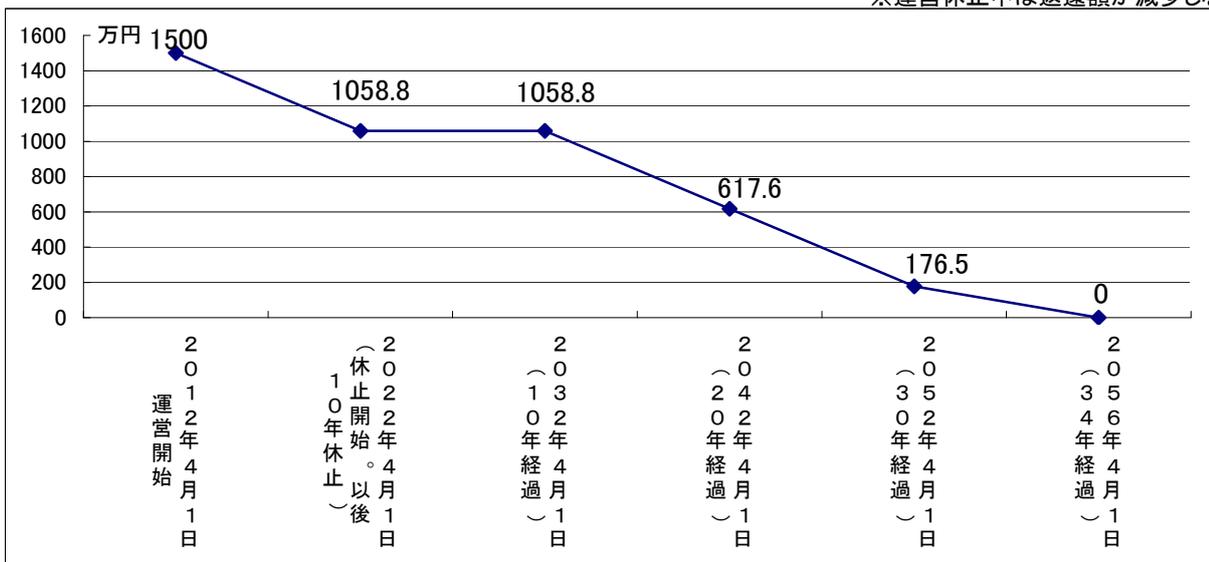
鉄筋コンクリートの社屋の一部を保育施設に改装し、設置費の支給(2,000万円)を受けた場合の返還額

※社屋そのものの耐用年数に関わらず返還額は同じ



金属造(肉厚4ミリ超)の施設で、一時運営を休止したことのある場合の返還額(設置費支給額:1,500万円)

※運営休止中は返還額が減少しない。



借地の返還を求められたため、廃止した場合の返還額(設置費支給額:木造モルタル造。1,000万円)

※事業主に直接廃止の原因がない場合でも返還を要する。

